

セカンドオピニオンのご案内

セカンドオピニオンは、当院以外の医療機関で診察を受けられている患者さんを対象に主治医から提供いただいた紹介状や各種検査結果などの診療情報をもとに、現在の診断や今後の治療法などについて、当院の専門医より意見を提供いたします。その意見を患者さんが今後の治療の参考としていただくことを目的としています。

1. セカンドオピニオンの対象となる方

- 原則として患者さん本人となります。しかしやむを得ない事情により患者さん本人が来院できない場合は、ご家族の方でもご相談をお受けできます。

2. セカンドオピニオンの時間および料金

- 自由診療のため、健康保険はご使用できません。
- 相談時間 30 分まで 10,800 円以降 30 分を超えるごとに 5,400 円の追加料金が発生いたします。（上記金額は消費税を含みます）

3. セカンドオピニオン担当医師

- ご相談を担当する医師は、専門性を考慮して当院で決定いたします。そのため、医師の指定はできませんのであらかじめ御了承ください。

4. セカンドオピニオンで行うこと

- セカンドオピニオンは、その目的から診察や検査は行いません。また、治療自体も対象外です。提示いただいた診療情報をもとに意見を提供いたします。なお、セカンドオピニオンを受けられたあと、当院担当医師が報告書を作成し、情報提供させていただきます。

5. セカンドオピニオンの申し込み

- 受付窓口の開設時間は、平日（祝祭日は除く）8:30～17:00 となります。
- セカンドオピニオンは完全予約制です。事前に地域連携室にご相談ください。
- 申し込みに必要な書類等

申 込 書	…様式1
-------	------

同 意 書 兼 委 任 状	…様式2
---------------	------

診 療 情 報 提 供 書	…主治医に作成を依頼してください。
---------------	-------------------

検 査 デ ー タ 等 の 資 料	…主治医に提供を依頼してください。
-------------------	-------------------

本 人 証 明	…免許証、パスポートなど相談者本人を証明できるもの。
---------	----------------------------

6. 相談可能な対象疾患

診療科	対象疾患
内科	血液疾患の診断、治療に関するもの 腎疾患に関するもの 糖尿病、内分泌代謝疾患に関するもの
循環器内科	循環器疾患に関するもの
呼吸器内科	呼吸器疾患全般、感染症に関するもの
小児科	小児疾患に関するもの
外科	消化器疾患の外科治療に関するもの 乳がんの治療に関するもの
整形外科	整形外科疾患に関するもの(悪性疾患、複雑な治療を要する疾患以外)
脳神経外科	脳神経外科疾患に関するもの
産婦人科	不妊治療に関するもの 遺伝相談に関するもの
眼科	眼科疾患に関する診断、治療に関するもの
歯科	インプラント治療に関するもの 口腔がんに関するもの 一般的な歯科治療に関するもの
歯科口腔外科	顎顔面外傷に関するもの 口腔がんに関するもの

7. セカンドオピニオンをお受けできない方

- ご相談内容が当院の専門外である場合
- ご相談内容が現在受診中の医療機関や担当医に対する苦情である場合
- 医療過誤訴訟および裁判係争中の場合
- 診療費についてのご相談
- 死亡された患者さんを対象とすることをご相談
- 現在、受診中の主治医が、セカンドオピニオンについて了承していない場合
- ご相談に必要な診療情報を用意されていない場合
- 最初から当院への転院を希望する場合
- 上記のほか、セカンドオピニオンの求めに応じることが困難または不相当と認められる場合

8. セカンドオピニオンの受診手順

受付

・ 申込書(様式1)、同意書兼委任状(様式2)、診療情報提供書、検査結果等を地域連携室にお持ちください。郵送でも可能です。

連絡

・ 受取りました書類等をもとに担当医師がセカンドオピニオン対象のとなるか判断し、結果を申込者に連絡いたします。

当日

・ 予約の時間に来院していただき、医事課窓口で受付を済ませてください。

相談

・ 担当医師にてセカンドオピニオンを行います。

支払

・ セカンドオピニオン終了後、会計窓口へお越しいただき料金をお支払ください。

帰宅

・ おつかれさまでした。気を付けてお帰りください。

佐渡総合病院 地域医療連携室
〒952-1209 佐渡市千種161番地
Tel0259-63-4155 Fax0259-63-6335